

○久留米市風致地区条例施行規則

平成２７年３月１０日

久留米市規則第２号

(趣旨)

第１条 この規則は、久留米市風致地区条例（平成２６年久留米市条例第６３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第２条 条例第２条第１項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請・協議書（様式第１号）（以下「許可申請・協議書」という。）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

２ 前項の許可申請・協議書には、次の表の(A)欄に掲げる行為の種類ごとに、それぞれ当該(B)欄に掲げる施行方法書及び(C)欄に掲げる図面その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。ただし、行為の態様により、市長が支障がないと認めるときは、図面の一部の提出を省略することができる。

(A)	(B)	(C)	
行為の種類	施行方法書	図面	明示すべき事項
建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転	様式第２号	附近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物
		配置図 （縮尺５００分の１以上の実測図）	縮尺、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地の求積、敷地内における建築物等の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
		各階平面図 （縮尺２００分の１以上）	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁の位置及び種類
		矩形図	縮尺、寸法、材料及び仕様
		立面図 （縮尺２００分	縮尺、２面以上の立面、外観、意匠（色彩を含む。以下同じ。）及び建

		の 1 以上)	築物等の高さ
		植栽計画図 (明示すべき事項を配置図に併記することにより省略できるものとする。)	縮尺並びに樹木の位置、種類及び本数
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (以下「宅地の造成等」という。)、 土石の類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓	宅地の造成等の場合 様式第 3 号 土石の類の採取の場合 様式第 4 号 水面の埋立て又は干拓の場合 様式第 5 号	附近見取図 現況図及び計画図 (縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上) 縦・横断面図 (現況及び計画を対比できるものとする。以下同じ。)	方位、行為地、道路及び目標となる地物 縮尺、方位、行為地の境界線、等高線及び断面の位置 (宅地の造成の場合にあっては、これらの他、区画割、道路計画及び植栽計画 (緑地箇所を示したもの)) 縮尺、現況及び計画
		現況写真	行為地及びその周辺
木竹の伐採	様式第 6 号	附近見取図 現況図及び計画図 (縮尺 2, 5 0 0 の 1 以上) 現況写真	方位、行為地、道路及び目標となる地物 縮尺、方位、行為地の境界線並びに伐採する木竹の位置及び樹種 行為地及びその周辺
建築物等の色彩の変更	様式第 2 号	附近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物

		配置図 (縮尺 5 0 0 分の 1 以上の実測図)	縮尺、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地の求積、敷地内における建築物等の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
		立面図 (縮尺 2 0 0 分の 1 以上)	縮尺、2 面以上の立面、外観、意匠及び建築物等の高さ
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	様式第 4 号	附近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物
		現況図及び計画図 (縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上)	縮尺、方位、行為地の境界線、等高線及び断面の位置
		縦・横断面図	縮尺、現況及び計画
		現況写真	行為地及びその周辺

(令 7 規則 4 2 ・ 一部改正)

(許可)

第 3 条 市長は、条例第 2 条第 1 項の許可をするときは、許可申請・協議書に許可印(様式第 7 号)を押印の上当該申請者に交付するものとする。

(令 7 規則 4 2 ・ 一部改正)

(許可の表示)

第 4 条 条例第 2 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中その行為地の見やすい所に久留米市風致地区条例による許可済(様式第 8 号)の表示をしなければならない。

(令 7 規則 4 2 ・ 一部改正)

(行為完了届)

第 5 条 条例第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる行為につき同項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、風致地区内工事(伐採)完了届(様

式第9号)を市長に提出しなければならない。

(令7規則42・一部改正)

(行為中止届)

第6条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、風致地区内行為中止届出書(様式第10号)に現況図及び現況写真を添え、市長に提出しなければならない。

(令7規則42・一部改正)

(適用除外行為)

第6条の2 条例第3条第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (3) 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (4) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (5) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (7) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (8) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項に規定する業務(同項第2号ロに掲げる施設に係る業務及び同項第4号に規定する業務を除く。)又は同法附則第4条第1項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(第5号に掲げるものを除く。)
- (9) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為

- (10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）による信号機の設置又は管理に係る行為
 - (11) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第 96 条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
 - (12) 気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
 - (13) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）又は福岡県立自然公園条例（昭和 38 年福岡県条例第 25 号）による公園事業の執行に係る行為
 - (14) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
 - (15) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
 - (16) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
 - (17) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 1 号に掲げる基本施設若しくは同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
 - (18) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
 - (19) 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 3 条第 1 項に規定する鉱物の掘採に係る行為
- 2 条例第 3 条第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供

するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路を除く。)とを連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為

(2) 高速自動車国道若しくは道路法による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法による一般自動車道を除く。)とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

(3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為

(4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為

(5) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為

(6) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(7) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(8) 放送法(昭和25年法律第132号)による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(9) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(10) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(11) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物（圧縮天然ガスに係るものを除く。）の設置を除く。）又は管理に係る行為

（令7規則42・追加）

（協議又は通知の方法）

第7条 条例第2条第3項後段の規定により協議をしようとする者は許可申請・協議書の正本及び副本を、条例第3条後段の規定により通知をしようとする者は風致地区内行為通知書（様式第11号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項及び第4条の規定は、前項の協議及び通知について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項の許可申請・協議書」とあるのは「第7条第1項の許可申請・協議書又は風致地区内行為通知書」と、第4条中「第2条第1項の許可を受けた」とあるのは「第2条第3項後段の規定による協議又は条例第3条後段の規定による通知をした」と、「久留米市風致地区条例による許可済（様式第8号）」とあるのは「久留米市風致地区条例による協議済又は通知済」と読み替えるものとする。

（令7規則42・全改）

（国等の機関に準ずる者）

第8条 条例第2条第3項に規定する規則で定める者は、福岡県住宅供給公社とする。

（風致地区の種別の指定等の公告及び告示の方法）

第9条 条例第4条第2項及び第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 風致地区の種別

(2) 風致地区の名称

(3) 種別の指定又は変更に係る風致地区のその区域

2 条例第4条第2項の規定により公告及び縦覧を行おうとする場合において、当該区域を風致地区として定め、又は当該区域の風致地区を変更する都市計画の案があるときは、当該公告及び縦覧は、当該都市計画の案の公告及び縦覧と併せて行うものとする。

る。

- 3 条例第4条第5項の規定により告示を行おうとする場合において、当該区域を風致地区として定め、又は当該区域の風致地区を変更する都市計画があるときは、当該告示は、当該都市計画の告示と併せて行うものとする。

(風致維持上特に枢要である森林の指定の告示)

第10条 条例第5条第1項第5号エ(イ)の規定による指定は、当該指定をしようとする森林の所在、区域及び面積を示して告示することにより行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年福岡県規則第37号)の規定によりなされた許可の申請、届出その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和3年6月30日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和7年9月30日規則第42号)

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条及び第7条関係）

風致地区内行為許可申請・協議書

年 月 日	
久留米市長 宛て	
申請者(協議者) 住所	
市 郡	区 町
村	番地
氏名(法人の場合は、名称及び代表者名)	
電話 ()	
久留米市風致地区条例	
{ 第2条第1項の許可を受けたいので 第2条第3項の規定に基づき 下記により { 申 請 協 議 } します。 この { 申請書 協議書 }、添付書類及び図書の記載事項は事実と相違ありません。	
1 風致地区の名称	風致地区 種別 第 種
2 行 為 地 の 所 在	久留米市 町 番地
3 { 許可 協議 } を { 受けよう しよう } とする行為の種類 該当項目を ☐ で囲 んでください。	① 建築物等の新築、改築、増築又は移転 ② 宅地の造成等 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て又は干拓 ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
着手	完了予定
年 月 日	年 月 日
印	許可(条件)関係欄

注 1 申請者（協議者）は、太枠の中のみ記入してください。

2 行為地の所在は番地まで記入してください。

様式第2号（第2条関係）

施 行 方 法 書
(建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は色彩の変更の場合)

1	土地所有者の住所及び氏名				
2	建 築 面 積	申請部分	申請以外の部分	合計(A)	建蔽率
		m ²	m ²	m ²	$\frac{(A)}{(B)}$ — 10
3	敷 地 面 積		(B) m ²	道路までの距離	m
4	建築物の高さ及び外壁の後退距離	高 さ	m	隣地までの距離	m
5	建築物等の用途		住宅 店舗 工場 倉庫 その他()		
6	建築物等の構造		木造 石造 鉄骨造 ブロック造 鉄筋コンクリート造 その他()		
7	建築物等の階数		地下 階 地上 階		
8	屋根材料と色彩				
9	外壁仕上げと色彩				
10	窓材料と色彩				
11	塀材料と色彩				
12	敷地内の施設(既設建築物等)				
13	敷地内の樹木の処理及び利用計画				
摘 要					

注 1 附近見取図、配置図、各階平面図、矩形図、立面図及び植栽計画図(建築物等の色彩の変更の場合にあつては、附近見取図、配置図及び立面図)を添付すること。

2 4の項中高さは、改築の場合にあつては、当該改築後の建築物の高さを記載し、当該改築前の建築物の高さをかっこ書で併記すること。

3 他の行為を併せて行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。

様式第3号（第2条関係）

施 行 方 法 書
(宅 地 の 造 成 等 の 場 合)

1	行為施行者の 住所及び氏名					
2	土地所有者の 住所及び氏名					
3	面積及び法高	面積	(A) m ²	最 高 の 法 の 高 さ	m	
4	木竹が保全され又は適切な 植栽が行われる土地の面積	面積	(B) m ²	緑地率	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{\quad}{10}$
5	行 為 の 目 的					
6	行為地の現況					
7	土 留 の 方 法 及び法面処理					
8	排 水 の 方 法					
9	行為後の土地 の 利 用 計 画					
	摘 要					

- 注 1 附近見取図、現況図、計画図、縦・横断図及び現況写真を添付すること。
- 2 他の行為を併せて行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。
- 3 宅地の造成等に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、摘要欄にその旨を記載し、これらの処分があったときは、当該処分がなされたことを証する書面を添付すること。

様式第 4 号（第 2 条関係）

施 行 方 法 書

（土石の類の採取又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積の場合）

1	土地所有者の 住所及び氏名	
2	採取 堆積の理由	
3	行為地の面積	m ²
4	行為地の現況	
5	行為地の土質	
6	採取物 堆積物の種類	
7	採取 堆積の方法	
8	採取物 堆積物の数量	m ³
9	行為後の土地の 処 理 方 法	
	摘 要	

- 注 1 附近見取図、現況図、計画図、縦・横断図及び現況写真を添付すること。
- 2 他の行為を併せて行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。
- 3 当該採取又は堆積に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、摘要欄にその旨を記載し、これらの処分があったときは、当該処分がなされたことを証する書面を添付すること。

様式第 5 号（第 2 条関係）

施 行 方 法 書
(水面の埋立て又は干拓の場合)

1	土地所有者の 住所及び氏名				
2	水面管理者の 住所及び氏名				
3	行為地の面積 及び深さ	面 積		深 さ	
			m ²		m
4	行 為 の 目 的				
5	土 留 又 は 護 岸 の 方 法				
6	排 水 方 法				
7	行為後の土地 の利用計画				
8	施 工 の 方 法				
	摘 要				

- 注 1 附近見取図、現況図、計画図、縦・横断図及び現況写真を添付すること。
- 2 他の行為を併せて行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。
- 3 当該水面の埋立て又は干拓に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、摘要欄にその旨を記載し、これらの処分があったときは、当該処分がなされたことを証する書面を添付すること。

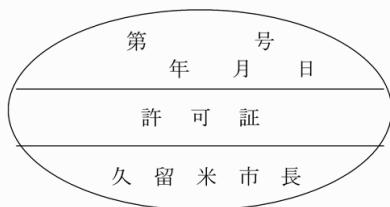
様式第6号（第2条関係）

施 行 方 法 書
(木 竹 の 伐 採 の 場 合)

1	土地所有者の 住所及び氏名	
2	伐 採 の 方 法	皆伐 択伐 間伐 その他()
3	伐 採 の 理 由	
4	行 為 地 の 面 積	m²
5	(主 な) 樹 種	
6	樹 齢	
7	樹 高	
8	樹 量	本
9	行 為 後 の 土地の利用計画	
	摘 要	

注 1 附近見取図、現況図、計画図及び現況写真を添付すること。
2 他の行為を併せて行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。

様式第7号（第3条関係）



長径 4センチメートル 短径 2.5センチメートル

様式第 8 号（第 4 条関係）

← 3 5 センチメートル以上 →

久留米市風致地区条例による許可済	
許 可 年 月 日 番 号	
行 為 者 氏 名	
工 事（伐採） 施 行 者 名	

↑
2 5
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上
↓

様式第9号（第5条関係）

風致地区内工事（伐採）完了届

久留米市風致地区条例施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおり工事（伐採）
が完了したので、届け出ます。

年 月 日

久留米市長 宛て

行為者 住所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）

記

1 工事（伐採）完了年月日	
2 許 可 番 号	
3 許 可 年 月 日	
4 行 為 の 種 類	
5 行 為 の 場 所	
6 備 考	

様式第10号（第6条関係）

風 致 地 区 内 行 為 中 止 届 出 書

年 月 日

久 留 米 市 長 宛て

届出者 住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者名）

電話 （ ）

久留米市風致地区条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可を受けた 行為の種類	
2 許可年月日 及び許可番号	
3 中止の理由	
4 中止時の現況	
5 行為地及びその 周辺の土地にお ける風致の維持 のためにとった 措置の概要	
6 備 考	

注 1 4の欄は「別添現況図のとおり」とすることもできる。
2 5の欄は、久留米市風致地区条例第5条第2項の規定により許可に都市の風致の維持のため必要な条件を付された場合に記載すること。

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

風 致 地 区 内 行 為 通 知 書

年 月 日

久 留 米 市 長 宛て

通 知 者 住 所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）

電話 （ ）

久留米市風致地区条例第 3 条の規定に基づき、風致地区内において行為をしたいので、その施行方法書及び関係図書を添付して、下記のとおり通知します。

記

1	風 致 地 区 の 名 称 及 び 種 別	名 称	風致地区	種 別	第	種
2	行 為 地 の 所 在	久留米市	町	番地		
3	通知しようとする行為は、久留米市風致地区条例施行規則第 6 条の 2 第 項第 号該当					
4	通知しようとする行為の種類 〔 該当項目を□で 囲むこと。 〕	① 建築物等の新築、改築、増築又は移転 ② 宅地の造成等 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て又は干拓 ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積				
5	着 手 及 び 完 了 予 定 期 日	着手 完了	年 年	月 月	日 日	
	備 考					

注 施行方法書は、該当する行為ごとに、様式第2号から様式第6号までの様式に準じて作成すること。

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

表

第	号
身 分 証 明 書	
所属	氏名
職名	
	年 月 日交付
久留米市長	印

裏

この証明書を携帯する者は、久留米市風致地区条例第 7 条第 1 項に規定する立入検査を行うことができる職員である。

様式第1号（第2条及び第7条関係）

（令3規則41・令7規則42・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（令7規則42・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第2条関係）

様式第5号（第2条関係）

様式第6号（第2条関係）

（令7規則42・一部改正）

様式第7号（第3条関係）

様式第8号（第4条関係）

様式第9号（第5条関係）

（令3規則41・令7規則42・一部改正）

様式第10号（第6条関係）

（令3規則41・令7規則42・一部改正）

様式第11号（第7条関係）

（令3規則41・令7規則42・一部改正）

様式第12号（第11条関係）